

一般財団法人士別市体育協会加盟団体負担金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第11条に基づく加盟団体負担金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体負担金)

第2条 体育協会に加盟しようとする団体は、年負担金として10,000円を納めなければならない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会で諮り評議員会の承認を経て行なう。

(補 則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。